

議案第6号

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月5日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
大網白里市国民健康保険税条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の大網白里市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。